

(15) 総目次

総目次

第一章 障害者施策基本

・障害者基本法（昭四五法律八四）……………三

○心身障害者対策基本法の一部を改正する法律の施行について（平五総内三〇〇）……………七

◎「国連・障害者の十年」以降の障害者対策の在り方について（平五中央心身障害者対策協議会）……………八

◎障害者基本計画（平一四閣議決定）……………二五

◎重点施策実施五か年計画（平一九障害者施策推進本部決定）……………三六

・障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平二二法律七一）（抄）……………四八

○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の公布及び一部の施行について（平二二社援発一二二〇第四）……………四九

○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律等の一部の施行について（平二三社援発〇九二八第四）……………五一

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について（平二三障発一〇〇七第一）……………五五

○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行について（平二四社援発〇三三〇第四）……………五七

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平二五法律六五）……………六五

第二章 障害者総合支援助

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要……………一〇七

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平一七法律一二三）……………一一〇

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平一八政令一〇）……………一五三

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平一八厚劳令一九）……………一八〇

○障害者自立支援法の施行について（平一八社援発〇三三一〇〇六）……………二三〇

○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布について（平二四社援発〇六二七第三）……………二三七

○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の公布及び告示について（平二五社援発〇一一八第一）……………二四一

【特殊疾病】

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（平二五厚劳告七）……………二四三

【市町村審査会】

○市町村審査会の運営について（平一八障発〇三二七〇〇六）（抄）……………二四四

【支給決定等】

・障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平一八厚労令四〇）……………二四七

○障害程度区分認定の実施について（平一八障発〇三二七〇〇五）……………二六九

○介護給付費等の支給決定等について（平一九障発〇三三〇〇〇一）……………二八二

○日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について（平一八障発〇九二八〇〇一）……………二九四

○障害者自立支援法における障害福祉サービスの支給申請に係る精神障害者であることの確認について（平一八事務連絡）……………二九八

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平一九障企発〇三二八〇〇二）（抄）……………二九九

【介護給付費等】

（請求）

・介護給付費等の請求に関する省令（平一八厚労令一七〇）……………三〇一

○特例介護給付費等の支払事務を国民健康保険団体連合会に委託して実施する場合の請求等の取り扱いについて（平一九障企発〇六一〇〇〇一）……………三〇三

（利用者負担）

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平二二厚労告一七七）……………三〇六

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平一九厚労告一三三）……………三〇六

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平二三厚労告二五四）……………三〇八

・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支給給付等に係る厚生労働省告示の適用に関する告示（平二〇厚労告二〇四）（抄）……………三〇八

（就労支援等）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第二十七条等の規定が適用される要保護者（境界層該当者）に対する保護の実施機関における取扱いについて（平一八社援保発〇三三〇〇〇七）……………三一九

○就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について（平一九障発〇七三〇〇〇一）……………三二四

○障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について（平一八障障発一〇〇二〇〇一）……………三二七

○就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について（平一八障障発一〇〇二〇〇三）……………三三一

○就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平一九障障発〇四〇二〇〇〇一）……………三三二

○「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平二四障発〇四一一第四）……………三四〇

○工賃向上計画支援事業の実施について（平二四障発〇四一一第五）……………三四四

○地方自治法施行令等の改正に伴う留意事項について（平二〇障地発〇二六〇〇〇一）（抄）……………三四五

○障害者を多数雇用する事業所、障害福祉施設等に対する官公需の発注等の配慮について（平二一厚生労働省職高発〇二二〇〇〇〇一）（抄）……………三四五

【業務管理体制の整備等】

○障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平二四障発〇三三〇第三三)……………三三八
○業務管理体制の整備等の施行について(平二四障企発〇三三〇第五・障障発〇三三〇第一二)……………三五五

【自立支援医療】

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭五一厚令三六)……………三五五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額(平一八厚労告一五六)……………三六〇
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額(平一八厚労告五七七)……………三六〇
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支援給付等に係る厚生労働省告示の適用に関する告示(平二〇厚労告二〇四)(抄)……………三六〇
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針(平一八厚労告一五七)……………三六一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの(平一八厚労告一五八)……………三六一

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程(平一八厚労告六五)……………三六二
指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程(平一八厚労告六六)……………三六三
○自立支援医療費の支給認定について(平一八障発〇三三〇第三〇)……………三六五
○指定自立支援医療機関の指定について(平一八障精発〇三三〇三五)……………三八九

○心臓疾患による心臓機能障害者等に対する自立支援医療(育成医療・更生医療)費の支給について(平一八障発一〇一〇〇四)……………四八二
○じん臓機能障害者に対する更生医療の給付について(昭五五社更五六)……………四八三
○更生(育成)医療における形成外科の治療を担当する医療機関の指定について(昭五五社更八二)……………四八四
○「音声・言語機能障害を伴う唇顎口蓋裂の歯科矯正」の更生(育成)医療を担当する医療機関の指定について(昭五七社更四二)……………四八五
○小腸機能障害者に対する更生医療の給付について(昭六一社更一五八)……………四八五

○ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害者に対する更生医療の給付について(平一〇障精三)……………四八六
○健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う自立支援医療費の支給の取扱いについて(平一四障精発〇九二四〇〇)……………四八七
○医療保険の特定疾病療養受療者と自立支援医療を併用する者の自己負担について(平一八障精発〇六一三)……………四九〇

○災害その他の特別の事情により自立支援医療に要する費用を負担することが困難となった支給認定障害者等に係る自立支援医療費の取扱い等について(平一八障発〇三三一〇〇六)……………四九五
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条の規定による精神障害者通院医療費負担制度の運用について(平一四障精発〇五二〇〇)……………四九六

【療養介護医療】

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭五一厚令三六)……………参三五五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第七十一条の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定による診療方針(平一八厚労告五二七)……………四九八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額(平一八厚労告五二五)……………四九八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額(平一八厚労告五二六)……………四九八
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支援給付等に係る厚生労働省告示の適用に関する告示(平二〇厚労告二〇四)(抄)……………五〇〇
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額(平一九厚労告一三四)……………五〇〇
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額(平一八厚労告五三四)……………五〇一
○災害その他の特別の事情により療養介護医療に要する費用を負担することが困難となった障害者に係る療養介護医療費の取扱いについて(平一九障発〇四〇四〇〇三)……………五〇二

【補装具費等】

(補装具費)

- 補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平一八厚労告五二八)……………五〇三
- 補装具費支給事務取扱指針について(平一八障発〇九二九〇六)……………五〇四
- 障害者自立支援法に基づく「補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について(平二四障発〇三三〇第一七)……………五〇九
- 電動車椅子に係る補装具費の支給について(平二二障発〇三三二第一)……………五〇〇
- 補装具費の支給における道路交通法施行規則第一條の四第二項の規定に基づく警察署長の確認手続について(平一九障地発〇二二〇〇〇一)……………五〇三
- 災害その他の特別の事情により補装具の購入又は修理に要する費用を負担することが困難となった補装具費支給対象障害者等に係る補装具費の取扱について(平一九障発〇三二七〇〇四)……………五〇三
- (高額障害福祉サービス等給付費)……………五〇三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平二四厚労告二二四)……………五三三

【地域生活支援事業】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具(平一八厚労告五二九)……………五〇四
- 地域生活支援事業の実施について(平一八障発〇八〇一〇〇〇)……………五〇五
- 高次脳機能障害支援普及事業の実施について(平一九障発〇五二五〇〇一)……………五〇四
- 福祉ホーム事業の運営に係る費用負担の取扱いについて(平二〇障地発〇三二〇〇一・障障発〇三二一〇〇一)……………五〇四
- 要約筆記者の養成カリキュラム等について(平二二障企自発〇三三〇第一)……………五〇五
- 平成二十五年度地域生活支援事業「特別支援事業」について(平二五障企自発〇五一五第一)……………五〇六
- 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱について(平二五事務連絡)……………五〇六
- 盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について(平二五障企自発〇三二五第一)……………五〇五
- 地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について(平二五障企自発〇三二七第一)……………五〇七

【障害福祉計画】

- 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平一八厚労告三九五)……………五〇七
- 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に掲げる福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定について(平二四職高発〇二二〇第一・障発〇一二〇第三・障発〇一二〇第九)……………五〇八
- 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について(平二二障企自発〇一〇八〇〇一)……………五〇九
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九條の三第一項に規定する協議会の設置運営について(平二五障発〇三二八第八)……………五〇九
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九條の三第一項に規定する協議会の設置運営に当たつての留意事項について(平二五障発〇三二八第八)……………五〇九
- (費用)……………五〇九
- 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等(平一八厚労告五三〇)……………六〇〇
- 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業の実施について(平二四障発〇五二三第一)……………六〇三

【その他】

- ・厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホーム(平一八厚労告五三五)……………参二〇九
- 児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設及び精神障害者社会復帰施設等の財産処分について(平一八障発〇四一九〇〇一)……………六〇四
- 平成十八年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について(平一九障発〇二〇六〇〇四)……………六〇四
- 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて(平一八障発一〇一八〇〇三)……………六三〇
- 障害福祉サービス事業者の法令遵守の徹底について(平一九障発〇四一〇〇一・障障発〇四一〇〇一)……………六三三
- 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について(平一二障障一・障精一・老計一)……………参一八五
- 相談支援事業における成年後見制度の利用支援について(平一九事務連絡)……………六三三
- 地域生活への移行が困難になった障害児・者及び離職した障害児・者の入所施設等への受入について(平一八障発〇四〇三〇〇四)……………六三三
- 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について(平一九障発〇四二六〇〇一)……………六三四
- 自立支援給付支給事務等の市町村の指導について(平一九障発〇四二六〇〇二)……………六三七
- 障害者支援施設等に係る指導監査について(平一九障発〇四二六〇〇三)……………六四三

- 身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る福祉工場等の相互利用制度について(平一九障発一二〇三〇〇一)……………六四八
- 障害者自立支援機器等開発促進事業の実施について(平二三障発〇四一六第六)……………六五四
- 障害者(児)施設における虐待の防止について(平一七障発一〇二〇〇〇一)……………六五七
- 障害者(児)施設等の利用者の権利擁護について(平二〇障発〇三三二〇一八)……………六六一
- 障害者虐待防止対策支援事業の実施について(平二三障発〇五一七第五)……………六六三
- ・平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令(平二三政令二〇九(抄))……………六六六

第三章 障害児福祉

- 児童福祉法の概要……………七〇五
- ・児童福祉法(昭二二法律一六四)……………七〇八
- ・児童福祉法施行令(昭二三政令七四)……………七六九
- ・児童福祉法施行規則(昭二三厚令一)……………七九一
- ・福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令(平六厚令六二)……………参六三五

【児童相談所】

- 児童相談所の組織と職員(平二児発一三三児童相談所運営指針抜すい)……………八四二

【療育の指導等】

- ・指定療育機関医療担当規程(昭三四厚告二六〇)……………八四六
- 結核にかかっている児童に対する療育の給付について(昭三六児発八二六)……………八四七
- 身体に障害のある児童に対する療育指導について(昭六二児発八五六)……………八五四

○新たな小児慢性特定疾患対策の確立について(平一七履児発〇二二〇〇一)……………八五六

○小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について(平一七履児発〇二二〇〇二)……………八六二

【障害児通所給付費等】

(支給決定)

○障害児通所給付費等の通所給付決定等について(平二四障発〇三三〇第一四)……………八六六

(請求)

○障害児通所給付費等の請求に関する省令(平一八厚労令一七九)……………八七〇

○特別介護給付費等の支払事務を国民健康保険団体連合会に委託して実施する場合の請求等の取り扱いについて(平一九障企発〇六一〇〇二)……………参三三

(利用者負担)

○児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平二四厚労告二二二)……………八七七

【障害児入所給付費等】

(支給決定)

○障害児入所給付費等の入所給付決定について(平二四障発〇三三〇第一五)……………八七八

(請求)

○障害児通所給付費等の請求に関する省令(平一八厚労令一七九)……………参八七〇

○特別介護給付費等の支払事務を国民健康保険団体連合会に委託して実施する場合の請求等の取り扱いについて(平一九障企発〇六一〇〇二)……………参三三

(利用者負担)

○児童福祉法第二十四条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平二四厚労告二二三)……………八八〇

○児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平一八厚労告五六〇)……………八八〇

○児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(平一九厚労告一四〇)……………八八〇

【障害児入所医療費】

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支援助給付等に係る厚生労働省告示の適用に関する告示(平二〇厚労告二〇四)抄……………八八一

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭五二厚令三六)……………参三五

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付(昭五二厚告二四〇)……………参三二六

○児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(平一八厚労告五五八)……………八八二

○児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額(平二四厚労告二二八)……………八八三

○児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額(平二四厚労告二二九)……………八八三

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支援助給付等に係る厚生労働省告示の適用に関する告示(平二〇厚労告二〇四)抄……………八八四

○災害又は他の特別の事情により肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療に要する費用を負担することが困難となった障害児世帯に係る肢体不自由児通所医療費又は障害児入所医療費の取扱いについて(平一九障発〇四四〇〇二)……………八八五

・厚生労働大臣が定める者（平一八厚労告五四八）	二〇七二
・厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平一八厚労告五五〇）	二〇七四
・厚生労働大臣が定める施設基準（平一八厚労告五五一）	二〇八一
・厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平一八厚労告五五二）	二〇八五
・厚生労働大臣が定める者（平一八厚労告五五六）	二〇八七
・障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平一八厚労告五七七）	二〇八八
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域（平二厚労告一七六）	二〇八九
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平二厚労告一七七）	二〇九〇
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平二厚労告一七八）	二〇九〇
・厚生労働大臣が定める送迎（平二四厚労告二六八）	二〇九一
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平一八障発一〇三二〇〇一）	二〇九二
○やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平一八障発一〇一七〇〇〇）	二〇九四
○精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について（平一九障発一〇三三〇〇〇一）	二一五〇
○栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平二二障発一〇三三二〇〇〇一）	二一五二
○リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平二二障発一〇三三二〇〇〇三）	二一五四
○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について（平二四障発一〇三三〇〇〇五）	二一五七
○平成二十五年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い及び就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置等について（平二五障発一〇四〇四第一）	二一六三
○就労系障害福祉サービスの利用に係る平成二十五年三月の特別支援学校高等部卒業生の取扱い等について（平二五事務連絡）	二一六五
○障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について（平二二事務連絡）	二一六五
○「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係について（平一六障発一〇九二九〇〇二）	二一六七
○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平二四厚労告一三二）	二一七二
・児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平二四厚労告一三三）	二一八二
・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平二四厚労告一三六）	二一九一
・厚生労働大臣が定める単位の単価（平二四厚労告一三八）	二一九二
・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域（平二四厚労告一三三）	二一九三
・厚生労働大臣が定める施設基準（平二四厚労告一六九）	二一九三
・厚生労働大臣が定める児童等（平二四厚労告二七〇）	二一九九
・厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平二四厚労告二七二）	二二〇二
・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平二四障発一〇三三〇〇第一）	二二〇五
○やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて（平二四障発一〇六二五第一）	二二〇八
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平一八厚労令一七一）	二二三

【指定障害福祉サービス事業者等】

(23) 総目次

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平一八厚労令一七二)……………	二六九
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平二四厚労令二七)……………	二八四
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平二四厚労令二八)……………	二九〇
・指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平一八厚労告五三八)……………	二九五
・厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平一八厚労告五四〇)……………	二九九
・厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準(平一八厚労告五四一)……………	二九九
・厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平一八厚労告五四二)……………	三〇〇
・指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平一八厚労告五四四)……………	三〇〇
・食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平一八厚労告五四五)……………	三〇四
・指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平一八厚労告五四七)……………	三〇六
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十一条及び第八十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平一八厚労告五五三)……………	三〇七
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第二十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平二四厚労令三七八)……………	三〇八
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平二四厚労令三七九)……………	三〇八
・指定地域相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平二四厚労令二六六)……………	三〇九
・指定計画相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平二四厚労令二七七)……………	三一一
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平一八厚労発二〇六〇〇一)……………	三二三
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平一九障発〇二二六〇〇一)……………	三三七
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平二四障発〇三三〇第三二)……………	三三五
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平二四障発〇三三〇第三三)……………	三三八
○障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平一八障発一〇二〇六〇〇二)……………	三九二
○居宅介護職員初任者研修等について(平一九障発一〇三〇〇〇一)……………	三九三
○相談支援従事者研修事業の実施について(平一八障発〇四二二〇〇一)……………	四〇〇
○サービス管理責任者研修事業の実施について(平一八障発〇八三〇〇〇四)……………	四〇九
○既にサービス管理責任者研修を修了した者が児童発達支援管理責任者研修を受講する場合等の取扱いについて(平二四事務連絡)……………	四一五
○障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平二四障発〇三三〇第三三)……………	参四八
○業務管理体制の整備等の施行について(平二四障発〇三三〇第五・障障発〇三三〇第一二)……………	参五一
○「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について(平一六障発〇九二九〇〇一)……………	四一七
○障害者等の範囲に難病等を追加することに伴う留意事項について(平二五事務連絡)……………	四一八
【指定障害児通所支援事業者】	
・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平二四厚労令一五)……………	四一九
・食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平二四厚労告二二一)……………	四三三
・厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平二四厚労告二二二)……………	四三三
・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平二四障発〇三三〇第一二)……………	四三四
○障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて(平二四障発一〇三三〇第三三)……………	四四六

○障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平二四障発〇三三〇第三三)……………	参四八
○業務管理体制の整備等の施行について(平二四障企発〇三三〇第五・障障発〇三三〇第一二)……………	参三五
【指定障害児入所施設等】	
○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平一四厚労令一六)……………	一四四人
○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平二四厚労告二〇五)……………	一四五七
○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平二四障発〇三三〇第一三)……………	一四五八
○指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて(平二四障発〇八二〇第八)……………	一四七
○指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて(平二四障発〇八二〇第九)……………	一四六
【指定障害児相談支援事業者】	
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平二四厚労令二九)……………	一四六九
○指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平二四厚労告二五)……………	一四七三
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平二四障発〇三三〇第三三)……………	一四七六
【事業及び施設】	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平一八厚労令一七四)……………	一四八四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平一八厚労令一七五)……………	一五〇〇
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平一八厚労令一七六)……………	一五〇二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平一八厚労令一七七)……………	一五〇五
○障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について(平二〇障発〇三三〇一〇一)……………	一五二七
身体障害者福祉法の概要……………	一六〇三
・身体障害者福祉法(昭二四法律二八三)……………	一六〇五
・身体障害者福祉法施行令(昭二五政令七八)……………	一六二五
・身体障害者福祉法施行規則(昭二五厚令一五)……………	一六一九
・福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令(平六厚令六二)……………	一六三五
【実施機関等】	
○身体障害者福祉司等の職務内容について(昭二六社乙発一四七)……………	一六三六
○福祉事務所における身体障害者援護事務の執行について(昭二八社発七一八)……………	一六三八
○身体障害者更生相談所の設置及び運営について(平一五障発〇三二五〇〇一)……………	一六四一
○身体障害者更生相談所の運営について(昭六一社更八九)……………	一六四四
○身体障害者福祉法による身体障害者相談員及び知的障害者福祉法による知的障害者相談員の設置について(平一〇障障三八)……………	一六四七
第五章 身体障害者福祉	

【身体障害者手帳】

- 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(平二障発一〇二四第三)……………一六四人
- 身体障害者手帳の取扱いについて(昭二五社乙発七)……………一六五人
- 身体障害者手帳の記載事項について(昭二六社乙発一四八)……………一六五二
- 内部障害にかかる身体障害者手帳の障害名の記載について(昭四二社更三六五)……………一六五二
- 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて(平一五障発〇一〇〇〇二)……………一六五三
- 身体障害者手帳交付事務の適正化等について(平二〇障企発〇三二四〇〇一)……………一六五八

【身体障害者認定基準】

- 身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害者認定基準)について(平一五障発〇一〇〇〇一)……………一六五七
- 身体障害者認定基準の取扱い(身体障害者認定要領)について(平一五障企発〇一〇〇〇二)……………一六七
- 身体障害者認定基準等の取扱いに関する疑義について(平一五障企発〇二二七〇〇一)……………一六八七
- 身体障害者障害程度の再認定の取扱いについて(平二障二七六)……………一七〇七

【施設福祉】

- ・身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平一五厚労令二)……………一七〇
- 身体障害者更生援護施設の設備及び運営について(平二二障四六四)(抄)……………一七二五
- 身体障害者福祉工場の設備及び運営について(昭四七社更二二八)……………一七八
- 身体障害者福祉工場の設備及び運営の取扱いについて(昭四七社更一三〇)……………一七九
- 盲人ホームの運営について(昭三七社発一〇九)……………一七三

【やむを得ない事由による措置】

- やむを得ない事由による措置を行った場合の単独等の取扱いについて(平一八障発一〇一七〇〇二)……………参二四一
- ・身体障害者補助大法(平一四法律四九)……………一七三三

【身体障害者補助大】

- ・身体障害者補助大法(平一四法律四九)……………一七三三

【地域社会への参加と自立支援】

- ・身体障害者補助大法施行令(平一四政令二九八)……………一七六
- ・身体障害者補助大法施行規則(平一四厚労令二二七)……………一七七
- ・全国障害者スポーツ大会開催規程(平一三厚労告三八五)……………一七七
- 障害者スポーツの振興について(平一三障発五二九)……………一七八
- 全国障害者スポーツ大会について(平一〇障四二〇)……………一七四一
- 障害者芸術・文化祭の開催について(平一三障発二四一)……………一七四二
- ・手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平二一厚労令九六)……………一七四三

第六章 知的障害者福祉

- 知的障害者福祉法の概要……………一八〇三
- ・知的障害者福祉法（昭三五法律三七）……………一八〇五
- ・知的障害者福祉法施行令（昭三五政令一〇三）……………一八二二
- ・知的障害者福祉法施行規則（昭三五厚令一六）……………一八三三
- ・福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令（平六厚令六二）……………参一六三五

【実施機関等】

- 知的障害者更生相談所の設置及び運営について（平一五障発〇三二五〇〇一）……………一八四四
- 知的障害者福祉司の職務内容等について（昭三五社発三八）……………一八二七
- 福祉事務所における知的障害者援護事務の執行について（昭三五社発三八二）……………一八二八
- 身体障害者福祉法による身体障害者相談員及び知的障害者福祉法による知的障害者相談員の設置について（平一〇障三八）……………参一六四七

【療育手帳】

- 療育手帳制度について（昭四八厚生省発見一五六）……………一八二〇
- 療育手帳制度の実施について（昭四八児発七二五）……………一八三〇
- 療育手帳の書換えについて（平三児発八一〇）……………一八三五
- 転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について（平五児障四二）……………一八三八

【在宅福祉】

- 在宅重症心身障害児（者）に対する訪問指導について（昭四二厚生省発見一）……………一八四〇
- 在宅重症心身障害児（者）に対する訪問指導の実施について（昭四二児発八一）……………一八四一
- 重症心身障害児（者）通園事業の実施について（平一五障発一一〇〇〇一）……………一八四三
- 重症心身障害児（者）通園事業の取扱いについて（平一五障発一一〇〇〇一）……………一八四四

【福祉工場】

- 知的障害者福祉工場の設置及び運営について（昭六〇厚生省発見一〇四）……………一八四六

- 知的障害者福祉工場制度の運用について（昭六〇児発四三九）……………一八四九

【やむを得ない事由による措置】

- やむを得ない事由による措置を行った場合の準備等の取扱いについて（平一八障発一一一七〇〇二）……………参二四二

【地域社会への参加と自立支援】

- 知的障害者に対する職場適応訓練について（昭四二児発七三二）……………一八五〇
- 全国障害者スポーツ大会について（平一〇障四二〇）……………参七四一

【成年後見開始の申立】

- 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について（平一二障障一一・老計一三）……………一八五二

【国立重度知的障害者総合施設】

・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平一四法律一六七)……………一八三
・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平一五厚労令一四九)……………一八六

第七章 精神保健福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の概要……………一九〇五
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭二五法律一三三)……………一九〇七
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭二五政令一五五)……………一九二七
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭二五厚令三)……………一九三〇

【精神保健福祉センター】

○ 精神保健福祉センター運営要領について(平八健医発五七)……………一九四三
○ 心の健康づくり推進事業の実施について(昭六〇健医発七二七)……………一九四四
○ 精神保健センターにおける特定相談事業実施要領について(昭六四健医発三)……………一九四五

【精神医療審査会】

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について(平二障二〇九)……………一九四七

【精神保健指定医・精神科病院等】

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度(昭六三厚告一四四)……………一九五二
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神保健指定医が研修を受けなければならない年度(平八厚告八九)……………一九五二
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(平八厚告九〇)……………一九五三
○ 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について(平二二障精発〇二〇八第二)……………一九五四
○ 精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について(平八健医精発二〇)……………一九五七
○ 精神科病院建築基準の改正について(昭四四衛発四三一)……………一九五九
○ 一般病院における併設精神科病棟(室)建築基準について(昭三六衛発六四四)……………一九六三
○ 「精神病院の保護室の構造設備について」(昭和三十七年医発第六七〇号各都道府県知事宛厚生省医務局長通知)の廃止について(平二四障発〇八二二第一)……………一九六六
○ 精神保健福祉法第十九条の八に基づく指定病院の指定について(平八健医発三二五)……………一九六七
○ 精神科病院養護環境改善整備事業の実施について(平一〇障七一〇)……………一九六八
○ 精神科救急医療体制整備事業の実施について(平二〇障発〇五二六〇〇一)……………一九六九

○精神科救急医療体制の整備に関する指針について (平二四障精発〇三〇第二)……………	一九七二
【医療及び保護】	
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求 に関する省令(昭五一厚令三六)……………	参三五
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十 八条の二の規定に基づき厚生労働大臣の定める基 準(昭六三厚告二二五)……………	一九七五
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十 九条の二の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣 が定める行動の制限(平一一厚告九六)……………	一九七七
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十 九条の六第二項の規定による診療方針及び医療に 要する費用の額の算定方法(昭五八厚告三二)……………	一九七七
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十 九条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定 める基準(昭六三厚告二二七)……………	一九七七
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十 九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める 行動の制限(昭六三厚告二二八)……………	一九七九
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十 九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める 行動の制限(昭六三厚告二二九)……………	一九七九
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十 九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める 基準(昭六三厚告二三〇)……………	一九七九
○応急入院指定病院の指定等について(平一二障精 二二二)……………	一九八一
○特定病院の認定等について(平一八障精発〇九二 九〇〇一)……………	一九九二
○精神衛生法第二十五条の二による通報について (昭四九衛発三二六)……………	二〇〇二
○精神保健法第二十六条による通報について(昭三 〇衛発四四五)……………	二〇〇四
○精神障害者への対応について(昭三二衛発二〇 八)……………	二〇〇五
○精神障害者措置入院制度の適正な運用について (昭五一衛発六七)……………	二〇〇六
○同(昭五二衛精二五)……………	二〇〇七
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十 三条に規定する医療保護入院に際して市町村長が 行う入院同意について(昭六三健医発七四三)……………	二〇〇八
○精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び 入院の届出等について(平一二障精二)……………	二〇一四
○精神障害者の移送に関する事務処理基準について (平一二障二四三)……………	二〇一六
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による 措置入院患者の費用徴収額(結核予防法による命 令入所患者等の自己負担額)麻薬及び向精神薬取 締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の 予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 による入院患者の自己負担額の認定基準について (平七厚生省発健医一八九)……………	二〇一八
○精神保健法による措置入院者の費用徴収額の認定 の取扱いについて(昭六三健医発一三二六)……………	二〇五九
○精神保健法による措置入院者の費用徴収額認定基 準の取扱いについて(昭六三健医精発四三)……………	二〇五九
○精神保健福祉法の公費負担医療の保険優先化に伴 う取扱いについて(平七健医精発三〇)……………	二〇六一
○健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う 措置入院費の取扱いについて(平一四障精発〇九 二四〇〇一)……………	二〇六二
○精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について (平七健医発一一三二)……………	二〇六五
○精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準に ついて(平七健医発一一三三)……………	二〇七七
○精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当た って留意すべき事項について(平七健医精発四五) ……………	二〇八四
○精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の 運用に当たって留意すべき事項について(平七健 医精発四六)……………	二〇八七
○年金証書の写しによる精神障害者保健福祉手帳 の障害等級の認定事務について(平七健医精発五 九)……………	二〇八九
【社会復帰促進】	
○厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホーム(平 一八厚労告五三五)……………	二〇九三
○精神障害者生活訓練施設(援護寮)の適応施設型 及びデイ・ケア施設併設型の運営について(昭六 三健医発五七六)……………	二〇九四
○精神障害者福祉ホームB型の取扱いについて(平一 四障発〇一一二〇〇一)……………	二〇九五
○精神保健特別都市対策の推進について(昭四五衛 発二四六)……………	二〇九六
○保健所及び市町村における精神保健福祉業務につ いて(平一二障二五)……………	二〇九七

- 保健所における精神保健業務中の社会復帰相談指導について(昭五〇衛発三七四)……………二〇二
- 保健所における精神保健業務中の訪問指導について(昭六一健医発六一八)……………二〇三
- 精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について(平二〇障発〇五三〇〇〇一)……………二〇四
- 障害者の地域生活への移行を促進するための経済的支援策について(平二社保発〇三三二第一・社援地発〇三三二第一・障企発〇三三二第五・障精発〇三三二第三)……………二〇六
- 精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について(平二三障発〇四二五第四)……………二〇八
- 精神障害者社会適応訓練事業の今後の取扱い等について(平二三障発一〇二〇第三)……………二二二

【精神保健福祉士】

- 精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平一〇厚令三三)……………二四四
- 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第二十条第一号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一号第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(平一〇厚令一〇)……………二四八
- 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五号第一号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準(平二三厚令二七九)……………二四九
- 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五号第一号ト及び精神保健福祉士に関する科目を定める省令第一号第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める者(平二三厚令二八〇)……………二五五
- 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五号第一号ト及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一号第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準(平二三厚令二八二)……………二五五
- 精神保健福祉士法施行規則(平成十年省令第十一号)第六号に規定する厚生大臣が認める施設について(平一〇厚令省令六三)……………二五四
- 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成十年省令第十二号)別表第二備考及び第三備考に規定する厚生大臣が定める学校、文教研修施設若しくは養成所について(平一〇厚令省令六四)……………二五四
- 精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について(平二三障発〇八〇五第三)……………二五五
- 指定施設における業務の範囲等について(平二三障発〇八〇五第四)……………二六八
- 精神保健福祉士法第七号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の詠替の範囲について(平二三障発〇八〇五第五)……………二七二

- 精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の実施について(平二三障発〇八〇五第六)……………二七三
- 精神保健福祉士実習指導者講習会の実施について(平二三障発〇八〇五第七)……………二七六
- 大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について(平二三三文科高五〇一・障発〇八〇五第九)……………二七八

【心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等】

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平一五法律一)……………二九〇
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令(平一六政令三一〇)……………三〇九
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則(平一七法厚令二)……………三二二
- 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭五一厚令三六)……………参三五
- 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一号第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付(昭五二厚令二四〇)……………三二六

第八章 発達障害者支援

- ・発達障害者支援法（平一六法律一六七）……………二二〇
- ・発達障害者支援法施行令（平一七政令一五〇）……………二二〇
- ・発達障害者支援法施行規則（平一七厚労令八一）……………二二〇
- 発達障害者支援法の施行について（平一七 一七 文科初一六・厚生労働省発障〇四〇一〇〇八）……………二二〇
- 発達障害者支援体制整備事業の実施について（平一七 障発〇七〇八〇〇三）……………二二〇
- 発達障害者支援センター運営事業の実施について（平一七 障発〇七〇八〇〇四）……………二二二
- 「発達障害者支援センター」運営事業の実施についての取扱いについて（平二二 障精発〇三三二〇〇七）……………二二四
- 乳幼児健康診査における児童の発達障害の早期発見について（平一七 事務連絡）……………二二六
- 発達障害者支援開発事業の実施について（平一九 障発〇六二九〇〇三）……………二二六
- 巡回支援専門員整備事業の実施について（平二三 障発〇三〇〇七）……………二二八

第九章 さまざまな障害者施策

【社会福祉事業】

- ・社会福祉法（昭二六法律四五）……………二四〇
- ・社会福祉法施行令（昭三三政令一八五）……………二四〇
- ・社会福祉法施行規則（昭二六厚令二八）……………二四三
- 【雇用・就業】
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭三五法律一一三）……………二四三
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭三五政令二九）……………二四五
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭五二 労令三八）……………二四五
- 障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について（平 四職高発〇五〇七〇〇四・障発〇五〇七〇〇三）……………二四七

【所得保障】

- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭三九法律一三四）……………二四八
- ・児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平一七法律九）（抄）……………二四八
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭五〇政令二〇七）……………二四九
- ・児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令（平一八政令一一一）（抄）……………二四九
- ・平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平二三政令二四四）（抄）……………二四九
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭三九厚令三八）……………二四九
- ・障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭五〇厚令三四）……………二五〇
- ・特別児童扶養手当証書の様式を定める省令（平一五厚労令五三）……………二五〇
- ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平一六法律一六六）……………二五〇
- ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平一七政令五五）……………二五四
- ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平一七厚労令四九）……………二五八

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令(平二三厚勞令九八)(抄)……………二五五

○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う児童扶養手当並びに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関する法定受託事務に係る処理基準について(平一三雇児発五〇二・障発三二五)……………二五五

○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う児童扶養手当並びに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関する法定受託事務に係る処理基準(課長通知関係)について(平一三雇児福発三四・障企発三九)……………二五六

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について(昭五〇児発五七六)……………二五六

○特別児童扶養手当支給事務に係る知的障害児の児童相談所における判定について(昭五〇児企三五四)……………二五九

○特別児童扶養手当及び特別障害者手当等におけるヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定について(平一〇障企二四)……………二五九

○特別障害者手当制度の創設等について(昭六〇厚生省社一〇一六)……………二五五

○同(昭六〇社更一六〇)……………二五五

○障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭六〇社更一六一)……………二五〇

【公共料金の割引等】

○身体障害者航空旅客運賃の割引について(平一四社援発一〇一六〇〇八)……………二七四

○身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭五七社更四)……………二七五

○知的障害者に対する航空旅客運賃の割引について(平三児発八一)……………二七七

○知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平三児発八一)……………二七八

○障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平一五障発一〇六〇〇〇二)……………二八〇

○同(平一五障企発二〇六〇〇一)……………二八六

○身体障害者及び知的障害者に対する一般自動車道の使用料金の優遇措置について(平一五障発一一二八〇〇一)……………二八七

○日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明事務への協力方依頼について(平二〇障発〇八二九〇〇一)……………二八八

○日本放送協会放送受信料免除基準……………二八九

○郵便法及び郵便規則の一部改正について(昭五一社更一一)……………二九二

○聴覚障害者用小包郵便物制度の創設について(平元社更二一一)……………二九三

○心身障害者用低料三種郵便制度における証明事務の取扱について(平二二事務連絡)……………二九七

○日本電信電話株式会社番号案内料の無料措置について(平二社更一五八・援発五〇四)……………二九八

○日本電信電話株式会社電話番号案内料の免除措置について(平一〇障二八)……………二九八

【権利擁護】

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平二三法律七九)……………二六〇

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令(平二四政令二四四)……………二〇七

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則(平二四厚勞令一三三)……………二〇八

○障害者虐待防止対策支援事業の実施について(平二二障発〇五一一七第五)……………参六三

○セーフティネット支援対策等事業の実施について(平一七社援発〇三三〇二二)(抄)……………二六〇

【バリアフリー】

○身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平五法律五四)……………二一五

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平一八法律九一)……………二一六

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平一八政令三七九)……………二一九

【住まいの場の確保】

○障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について(平二一社援地発一一二第一・障企発一一二第一・障障発一一二第一・国住備八四)……………二六三

【障害者就労施設等からの物
品等の調達（推進等）】

・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平二四法律五〇）	二六三九
・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平二五政令二二）	二六四二
・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第一条第二号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合を定める省令（平二五厚労令七）	二六四三
・ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平二五厚労告一五六）	二六四四
